

新旧対照表

【助 0003-20】契約締結前の書面（個人・法人共通）（20260401）

新 版	旧 版
<p><u>会社の概要</u></p> <p>1 ～(省 略)</p> <p>6</p> <p>7 当社が加入している金融商品取引業協会          当社は、<b>一般社団法人資産運用業協会</b>及び一般社団法人金融先物取引業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。          また、関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。</p> <p>8 当社の苦情処理措置について          (1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。          当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。          ① お客様からの苦情等の受付          ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討          ③ 解決案のご提示・解決          (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています<b>一般社団法人資産運用業協会</b>から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。          特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター          住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1          電 話 0120-64-5005（フリーダイヤル）          （月～金／9：00～17：00 祝日等を除く）          同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。</p>	<p><u>会社の概要</u></p> <p>1 ～(省 略)</p> <p>6</p> <p>7 当社が加入している金融商品取引業協会          当社は、<b>一般社団法人日本投資顧問業協会</b>及び一般社団法人金融先物取引業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。          また、関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。</p> <p>8 当社の苦情処理措置について          (1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。          当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。          ① お客様からの苦情等の受付          ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討          ③ 解決案のご提示・解決          (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています<b>一般社団法人資産運用業協会</b>から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。          特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター          住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1          電 話 0120-64-5005（フリーダイヤル）          （月～金／9：00～17：00 祝日等を除く）          同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。          ④ お客様からの苦情の申立</p>

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています**一般社団法人資産運用業協会**からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

- ⑤ 会員業者への苦情の取次ぎ
- ⑥ お客様と会員業者との話し合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています**一般社団法人日本投資顧問業協会**からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ⑥ お客様からのあっせん申立書の提出
- ⑦ あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ⑧ お客様からのあっせん申立金の納入
- ⑨ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑩ あっせん案の提示、受諾